

### 退職後に出国される外国人の市県民税納税管理人の届出について（お願い）

納税管理人とは、納税義務者の代わりに納税通知書・還付通知書の受領や税金の納付など納税に係る事務を管理する人です。納税管理人を設定する場合は、別紙「納税管理人申告書」等に必要事項を記入のうえ、市民税課へ提出してください。なお、納税管理人に選定できるのは日本国内に住所を有する個人・法人です。（お知り合いの方を指定することもできます。）

租税条約該当者など非課税であることが明確である場合、納税管理人の届出は必要ありません。

市県民税は原則として1月1日（賦課期日）時点で今治市に住所があり、前年中の所得金額が一定以上ある方に課税されます。年の途中で今治市から転出した場合も、税額は変わりません。国外へ転出される場合には納税通知書を送付できませんので、下記の手続きが必要となります。

#### 1. 市県民税が給与から差し引かれている方が国外へ転出する場合

##### ○12月末までの退職・国外転出

出国前の最後の給与により一括徴収をお願いいたします。

##### ○1月1日以降の退職・国外転出

原則的に出国前の最後の給与により一括徴収をお願いいたします。（当該年度分）

また、新年度の市県民税も課税されますので、下記2のとおり別紙「市県民税試算依頼書」をご提出いただき、試算税額を最後の給与等からお預かりください。

#### 2. 市県民税納税通知書が送付される前に国外へ転出する場合

本人の代わりに納税通知書の受け取りや納税をしていただくため、納税管理人の設定が必要です。納税義務者が国外転出などの理由により納税通知書送付前（給与からの特別徴収の場合、例年5月15日）に帰国する場合、別紙「市県民税試算依頼書」により対象者を市民税課までお知らせください。後日、新年度の市県民税額をお知らせします。

★上記のいずれの場合も、退職後に納めていない税額がある場合、本人の代わりに納税をしていただくため納税管理人の届出が必要です。

※各書式は今治市市民税課ホームページからダウンロードできます。

今治市 市民税課

TEL:0898-36-1510（直通）

FAX:0898-32-5211（代表）